

令和5年度建設主要資材一括承認の申請について

松本建設事務所発注の令和5年度公共土木工事に使用する建設資材の一括承認申請を下記により受け付けます。

なお、平成28年4月より、コンクリート二次製品でJIS表示品については、材料承認時に品質証明をする資料の提出は省略できるため、一括承認の対象としないので注意願います。

(建設副産物を原材料として製造するものについては、一括承認の対象としていません)

記

- 1 対象資材 長野県内の工場で作成している建設資材のうち、別紙1の製品
(建設事務所の汎用品目とし特殊製品は除外する。)
- 2 提出書類 別紙2のとおり
(サイズA4版ファイル綴じ、背表紙に年度・品名記入)
- 3 提出部数 1部
- 4 提出期限 令和5年3月2日(木)
- 5 提出先 〒390-0852
松本市大字島立1020
長野県松本建設事務所 整備課 整備第三係

問合せ先

長野県松本建設事務所 整備課 整備第三係長 長谷川哲郎
電話:0263-40-1969(直通)
FAX :0263-47-8027
E-mail:matsuken-seibi@pref.nagano.lg.jp